

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、平成24年度及び平成25年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を統合したものです。

平成25年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により55,437百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により56,529百万円となっております。

これまで、一般勘定においては、福祉医療貸付事業にかかる直接的な経費（借入金利息等）と貸付金利息収入との損益差に対して、国から利子補給金が措置され、その他の事務的経費や人件費等の間接的な経費に対しては、運営費交付金が措置されており、決算において利子補給金又は運営費交付金に残余が生じた場合であっても当期利益が発生しない仕組みとなっておりますが、平成23年度より、東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付の優遇措置を講じたこと等により、経常損失は1,091百万円となっております。また、臨時利益として貸倒引当金戻入益281百万円を計上しており、当期総損失は809百万円となっております。

なお、この当期総損失は、通則法第44条第2項の規定に基づき繰越欠損金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成24年度	平成25年度	科目	平成24年度	平成25年度
経常費用	59,910	56,529	経常収益	58,832	55,437
福祉医療貸付業務費	56,425	53,563	運営費交付金収益	2,971	2,487
経営指導業務費	255	250	福祉医療貸付事業収入	51,032	48,086
福祉保健医療情報サービス業務費	416	313	経営指導事業収入	38	39
社会福祉振興助成業務費	2,005	1,624	福祉保健医療情報サービス事業収入	8	8
一般管理費	802	765	補助金等収益	4,500	4,554
雑損	4	11	資産見返運営費交付金戻入	240	237
			財務収益	26	9
			雑益	14	14
当期純利益(又は当期純損失)	297	809	臨時利益	1,375	281
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	-			
当期総利益(又は当期総損失)	300	809			

(2) 共済勘定

平成25年度の経常収益は98,593百万円であり、経常費用は94,735百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時損失は3,858百万円となっており、当期総利益はゼロとなっております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成24年度	平成25年度	科目	平成24年度	平成25年度
経常費用	93,498	94,735	経常収益	96,461	98,593
退職手当共済業務費	93,410	94,642	運営費交付金収益	523	491
一般管理費	88	93	退職手当共済事業収入	45,857	48,137
			補助金等収益	46,325	49,941
			財源措置予定額収益	3,730	-
			資産見返運営費交付金戻入	23	22
臨時損失	2,937	3,858	臨時利益	3	0
当期純利益(又は当期純損失)	28	-			
当期総利益(又は当期総損失)	28	-			

(3) 保険勘定

平成25年度の経常収益は24,209百万円、経常費用は21,064百万円となっており、経常利益は3,145百万円となっております。

また、臨時損失として心身障害者扶養保険責任準備金繰入等を494百万円計上した結果、当期総利益は2,651百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき前事業年度からの繰越欠損金に充てることにより整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 24 年度	平成 25 年度	科目	平成 24 年度	平成 25 年度
経常費用	21,199	21,064	経常収益	25,910	24,209
心身障害者扶養保険業務費	21,164	21,032	運営費交付金収益	161	90
一般管理費	35	31	心身障害者扶養保険事業収入	25,746	24,118
			資産見返運営費交付金戻入	2	0
臨時損失	1,339	494			
当期純利益(又は当期純損失)	3,371	2,651			
当期総利益(又は当期総損失)	3,371	2,651			

(4) 年金担保貸付勘定

平成 25 年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 2,361 百万円、経常費用は業務委託費等により 2,317 百万円となっており、経常利益は 44 百万円となっております。

また、臨時利益として退職給付引当金戻入益を 50 百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 23 百万円計上した結果、当期総利益は 118 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 24 年度	平成 25 年度	科目	平成 24 年度	平成 25 年度
経常費用	2,633	2,317	経常収益	2,579	2,361
年金担保貸付業務費	2,556	2,245	年金担保貸付事業収入	2,571	2,359
一般管理費	77	72	資産見返運営費交付金戻入	1	0
			財務収益	2	1
			雑益	5	1
当期純利益(又は当期純損失)	53	94	臨時利益	-	50
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9	23			
当期総利益(又は当期総損失)	44	118			

(5) 労災年金担保貸付勘定

平成 25 年度の経常収益は、労災年金担保貸付金利息収入等により 32.4 百万円、経常費用は業務委託費等により 31.5 百万円となっております。また、臨時利益として貸倒引当金戻入益等を 3.6 百万円計上したこと等により、当期総利益は 4.9 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 24 年度	平成 25 年度	科目	平成 24 年度	平成 25 年度
経常費用	36.0	31.5	経常収益	36.3	32.4
労災年金担保貸付業務費	33.5	29.2	労災年金担保貸付事業収入	34.6	30.8
一般管理費	2.5	2.3	財務収益	1.5	1.6
当期純利益(又は当期純損失)	0.5	4.5	臨時利益	0.2	3.6
当期総利益(又は当期総損失)	0.7	4.9			

(6) 承継債権管理回収勘定

平成 25 年度の経常収益は、年金住宅資金等貸付金利息収入等により 43,609 百万円、経常費用は業務委託費等により 2,482 百万円となっており、経常利益は 41,127 百万円となっております。

また、臨時利益として貸倒引当金戻入益等を 124 百万円計上した結果、当期総利益は 41,251 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理を行った後、平成 26 年 7 月 10 日に機構法附則第 5 条の 2 第 6 項から第 8 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 2 項から第 6 項の規定に基づき、その全額を国庫納付しております。

損益計算書の要旨

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 24 年度	平成 25 年度	科目	平成 24 年度	平成 25 年度
経常費用	2,845	2,482	経常収益	51,089	43,609
承継債権管理回収業務費	2,680	2,357	承継債権管理回収業務収入	50,699	43,372
一般管理費	164	125	資産見返運営費交付金戻入	18	1
			財務収益	370	234
			雑益	1	1
当期純利益(又は当期純損失)	48,243	41,251	臨時利益	-	124
当期総利益(又は当期総損失)	48,243	41,251			

(7) 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、平成 20 年度から休止しております。

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の中で、国民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができる社会を築くためには、支え合いの仕組みである社会保障の基盤を揺るぎないものにしていく必要があります。このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりのための施策が進められています。

このような状況において、福祉の分野では2015年には「団塊の世代」がすべて65歳以上となり、2025年には高齢化率が現在の約20%から約30%へと10%も増加し、特に75歳以上の高齢者は現在の14百万人から22百万人へと大幅に増えることが見込まれるなど、高齢者の尊厳を支えるサービス基盤の整備が一層進展すると考えられ、特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進や認知症高齢者に対応した小規模・多機能型サービス拠点の整備、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続してできるような地域密着型サービス拠点の整備、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤の整備などが重要な政策課題となっていきます。

また、少子高齢化により減少する労働力人口を維持し、経済成長を実現するためには、育児をしている女性等の活躍・社会進出をより一層促す必要があります。これらの妨げとなっているのが待機児童問題であり、政府は、待機児童解消加速化プランを設け、保育ニーズのピークを迎える2017年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保する目標を掲げています。

医療の分野においては、医療法の改正により、都道府県が策定する地域医療構想に基づいて地域の病床の機能分化・連携が今後進むものと考えられ、各地域におけるそれぞれの病院の役割が明確になり、地域において必要な医療機能の確保が重要な課題となっております。

また、先進的、独創的な民間福祉活動や地域に密着したきめ細かな活動の振興及び支援を図るため、NPO等に対して資金助成を行うことは、ますます重要となっております。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、ますます重要となる役割を果たすべく、福祉施設や医療施設に対するご融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参る所存です。

(1) 特殊法人改革への対応

当機構は、国民の健康と福祉の向上に資するため、良質な福祉、介護、医療サービス等を提供する国の施策と表裏一体となって事業を推進していくという重要な役割を担っております。

平成13年12月19日に、今後の特殊法人改革を方向付けるものとして、「特殊法人等整理合理化計画」が策定され、平成14年12月13日には「独立行政法人福祉医療機構法」が施行され、平成15年10月から「独立行政法人福祉医療機構」が発足しました。独立行政法人制度の下で、組織の使命を全うするため、中期計画に基づき一層の業務の効率化やサービスの向上に努めて参ります。

(2) 財政投融資制度改革への対応

財政投融資制度改革において、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まる。このため、特殊法人等は、まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行う。」という骨子が示されております。こうした改革の趣旨を踏まえ、当機構では、平成13年度より財投機関債の発行を開始しております。

(3) 独立行政法人の見直しへの対応

当機構の組織・業務の見直しについては、平成18年12月7日に『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』が厚生労働省により作成されており、当該見直し案は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」により平成18年12月24日に政府・行政改革推進本部にて了解・決定されております。詳細につきましては、本説明書38～39ページの「発行者情報の部 第1発行者の概況 3.事業の内容 (12)独立行政法人の見直し」をご参照ください。

平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において、独立行政法人等の改革を行うため「独立行政法人整理合理化計画」を作成することとされており、当機構の整理合理化計画に関しても、平成19年8月末に厚生労働省から行政改革推進本部へ提出されております。詳細につきましては、本

説明書 40 ページの「発行者情報の部 第 1 発行者の概況 3.事業の内容 (12)独立行政法人の見直し」をご参照ください。

当機構の「長寿・子育て・障害者基金」は、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については毎年度予算措置すること」との評価結果を受けました。この結果を踏まえ、基金を国庫に返納（長寿・子育て・障害者基金勘定を廃止）し、新たに「社会福祉振興助成費補助金」が創設されることとなりました（平成 22 年 11 月 27 日に一般勘定に統合）。これを受け、平成 20 年 2 月に定められた当機構の中期目標（第 2 期）及び中期計画（第 2 期）は、平成 22 年 3 月に変更されました。

平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を明示するため、平成 20 年 2 月に定められた当機構の中期目標（第 2 期）及び中期計画（第 2 期）は、平成 23 年 3 月に変更されました。

平成 24 年 1 月 20 日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、高度なガバナンスの仕組みを検討するなど、更なる業務運営体制の強化に努めてまいりました。当該閣議決定は「平成 25 年度予算編成の基本方針（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）」により当面凍結となりましたが、第 3 期中期計画において「機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図る」ことを定め、引き続き、リスク管理等内部統制に係る態勢のあり方を検討・実施してまいりました。第 3 期中期目標及び中期計画の内容は本説明書 385 ページの「発行者情報の部 第 6 発行者の参考情報 1.独立行政法人中期目標（第 3 期）（全文）」及び同 2.独立行政法人福祉医療機構中期計画（第 3 期）（全文）」をご参照ください。

現在は、平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、また、「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）において決定された「各法人の統廃合等に係る措置」の具体的な実施時期に基づき、更なる業務運営体制の強化及び組織の見直しを図っているところです。

(4) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(5) 業務管理（リスク管理）の充実

内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクを抑制するとともに、福祉医療貸付事業については、ALM システムなどを活用して、金利リスクの抑制に努め、組織全体としては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき情報セキュリティ対策の充実を図るなどの取組みを行い、これらの管理活動を、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等を通して統制してきたところです。

現在、これまでの独立行政法人改革の趣旨等を踏まえ、政策金融を担う独立行政法人としてさらに高度なガバナンス態勢を整えるべく、金融庁検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢の再構築を図り、平成 26 年 4 月 1 日より新たな態勢での運用を開始しているところです。

(6) 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成 19 年度に策定した福祉医療貸付事業等の業務・システムの最適化計画に基づき、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減等を行っていくとともに、情報化統括責任者（C10）及び情報化統括責任者（C10）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図って参ります。

(7) 東日本大震災の被災者に対する迅速な対応

被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため一定期間無利子や融資率を 100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間を最大 39 年・据置期間を最大 5 年の延長、無担保貸付額の拡充等）、災害からの復興のための貸付条件の緩和措置（金利の引下げや融資率の拡大等）を講じており、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援してまいります。

当機構では、適切な業務運営に努めるため、こうした見直しや経費の節減を含めた業務運営の効率化を踏まえた第 3 期中期計画の着実な実施に努めて参ります。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国のプラン・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条から第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について主務省庁による評価委員会及び総務省組織令に基づく審議会の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の終了時において評価委員会の意見を聴いたうえで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

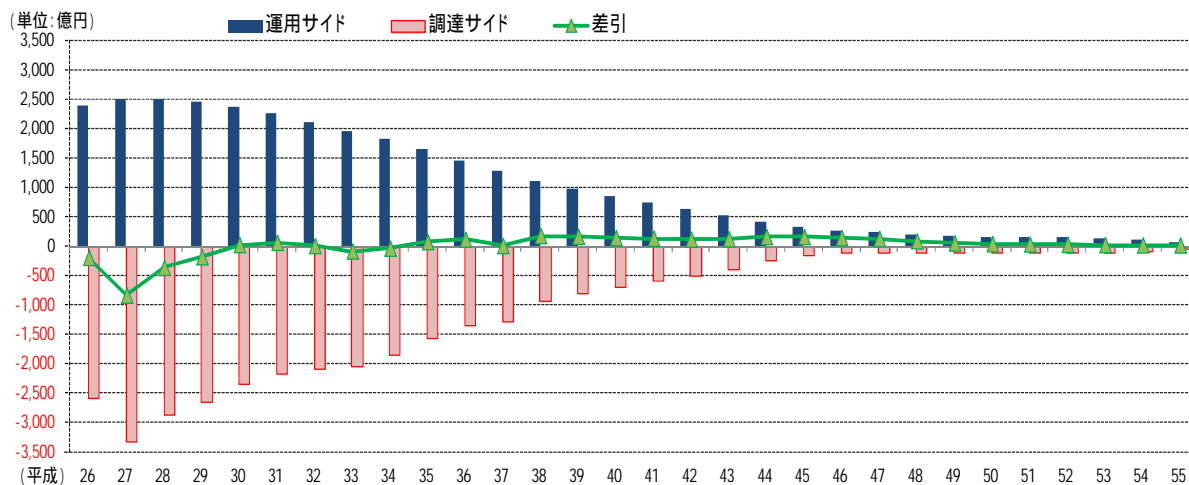
金利リスク等について

当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、事業団から承継された平成 10 年 3 月以前の貸付原資である財政融資資金借入金は繰上償還が認められていないことから、再運用リスクがあり、当該リスクは当機構が負っております。しかし、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当該勘定が事業団から承継される以前の平成 10 年 10 月 1 日以降の貸付けから、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、当該リスクの軽減を図っております。（参考：平成 25 年度における繰上償還額 / 平成 25 年度期首貸付金残高は、福祉貸付 1.00%、医療貸付 3.15%）このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、マチュリティアダー法、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、ALM システムの構築などリスク管理体制の充実に努めることとしております。

平成 25 年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティアダーグラフ



<平成 25 年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド（貸付金）		調達サイド（借入金・債券）	
貸付金残高		借入金等残高	
福祉貸付	17,177 億円	財政融資資金借入金	29,037 億円
医療貸付	16,352 億円	民間借入金	19 億円
計	33,529 億円	債券（財投機関債）	2,640 億円
		貸付受入金相当分	1,533 億円
		計	33,230 億円
（貸付金償還方法）		（財政融資資金借入金償還方法）	
福祉貸付		元金均等年 2 回償還（利息も同じ）	
・元金均等毎月償還（利息も同じ）		（民間借入金償還方法）	
医療貸付		元金均等年 2 回償還（利息も同じ）	
・元金均等毎月または 3 か月賦償還		（債券償還方法）	
（利息も同じ）		満期一括償還（利息年 2 回）	
貸付平均利回り		借入金等平均利回り	
福祉貸付	1.40%	財政融資資金借入金	1.65%
医療貸付	1.66%	民間借入金	0.96%
計	1.53%	債券（財投機関債）	1.61%
		計	1.65%
貸付平均残余年数		借入金等平均残余年数	
福祉貸付	16.02 年	財政融資資金借入金	14.25 年
医療貸付	14.97 年	民間借入金	2.98 年
計	15.51 年	債券（財投機関債）	5.35 年
		計	13.50 年
当初平均貸付期間		当初平均借入等期間	
福祉貸付	25.05 年	財政融資資金借入金	22.31 年
医療貸付	26.06 年	民間借入金	-
計	25.46 年	債券（財投機関債）	10.00 年
		計	21.58 年
デュレーション	7.96	デュレーション	7.19

貸倒リスクについて

（ア）一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに貸付先の経営診断・指導を行うことにより延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

（イ）年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

（ウ）労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものです。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

公益財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成 25 年度における貸付利用者のうち 99.9%(年金担保貸付 99.9%、労災年金担保貸付 99.9%)が当制度を利用しております。

< 貸付事業における債権分類について >

一般勘定においては、平成 10 年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3 箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては平成 13 年度から、労災年金担保貸付勘定においては、平成 16 年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度
破綻先債権	(A)	5,382	3,883
延滞債権	(B)	42,615	28,200
3 箇月以上延滞債権	(C)	87	647
貸出条件緩和債権	(D)	44,494	47,762
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	92,580	80,494
総貸付残高	(F)	3,240,022	3,352,902
比率 (E) / (F) × 100		2.86%	2.40%

(年金担保貸付勘定)

(単位:百万円)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度
破綻先債権	(A)	95	84
延滞債権	(B)	81	75
3 箇月以上延滞債権	(C)	31	26
貸出条件緩和債権	(D)	24	24
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	232	210
総貸付残高	(F)	158,860	149,311
比率 (E) / (F) × 100		0.15%	0.14%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位:百万円)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度
破綻先債権	(A)	11	5
延滞債権	(B)	5	2
3 箇月以上延滞債権	(C)	2	-
貸出条件緩和債権	(D)	1	-
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	20	7
総貸付残高	(F)	3,793	3,444
比率 (E) / (F) × 100		0.55%	0.23%

(承継債権管理回収勘定)

(単位:百万円)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度
破綻先債権	(A)	12,653	11,504
延滞債権	(B)	7,758	6,486
3 箇月以上延滞債権	(C)	8,229	7,056
貸出条件緩和債権	(D)	55,013	47,797
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	83,655	72,845
総貸付残高	(F)	1,274,863	1,094,878
比率 (E) / (F) × 100		6.56%	6.65%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- (A) 破綻先債権 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- (B) 延滞債権 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (C) 3箇月以上延滞債権 3箇月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (D) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3箇月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- | | |
|--------------|------------|
| ・平成24年度貸付受入金 | 102,000百万円 |
| ・平成25年度貸付受入金 | 153,349百万円 |

注3) 承継債権管理回収勘定

(1) 総貸付残高(F)には、以下の仮受金が含まれております。

- | | |
|------------|----------|
| ・平成24年度仮受金 | 1,296百万円 |
| ・平成25年度仮受金 | 1,178百万円 |

(2) 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権の正常債権については、リスク管理債権に含めておりません。

- | | |
|---------|----------|
| ・平成24年度 | 5,350百万円 |
| ・平成25年度 | 4,339百万円 |

(3) リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権があり、当該債権額とその額を除いた比率は以下のとおりです。

- | | | |
|---------|-----------|-------|
| ・平成24年度 | 56,387百万円 | 2.14% |
| ・平成25年度 | 47,180百万円 | 2.34% |

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

<貸出金の自己査定について>

当機構における平成 25 年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりです。

(一般勘定) (単位: 件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	12,039	2,562,259
	要注意先	2,553	601,068
	要管理先以外	2,456	552,158
	要管理先	97	48,910
	計	14,592	3,163,328
貸倒懸念債権	破綻懸念先	76	28,617
破産更生債権等	実質破綻先	30	3,723
	破綻先	33	3,883
	計	63	7,607
合 計		14,731	3,199,553

(年金担保貸付勘定) (単位: 件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	350,968	149,226
	要注意先	8	2
	要管理先以外	7	2
	要管理先	1	0
	計	350,976	149,228
貸倒懸念債権	破綻懸念先	2	1
破産更生債権等	実質破綻先	15	11
	破綻先	74	72
	計	91	84
合 計		351,067	149,312

(労災年金担保貸付勘定) (単位: 件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	5,316	3,437
	要注意先	2	1
	要管理先以外	1	0
	要管理先	1	1
	計	5,318	3,438
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	1
破産更生債権等	実質破綻先	2	3
	破綻先	2	2
	計	4	5
合 計		5,323	3,444

(承継債権管理回収勘定) (単位: 件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	64,810	211,010
	要注意先	194,745	865,877
	要管理先以外	141,776	646,287
	要管理先	52,969	219,589
	計	259,555	1,076,887
貸倒懸念債権	破綻懸念先	359	1,796
破産更生債権等	実質破綻先	941	4,822
	破綻先	2,147	11,371
	計	3,447	17,989
合 計		263,002	1,094,878

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)となっている債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高153,349百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しています。

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第5条の2の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行って参ります。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4 . 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5 . 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 平成 25 年度末における財政状態について

当機構における法人全体の資産は、約 4 兆 7,700 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約 3 兆 2,026 億円が全体の 67.14%を、また、承継債権管理回収勘定の約 1 兆 3,149 億円が 27.56%を占めております。

その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約 2 兆 9,401 億円を、また、承継債権管理回収勘定で約 1 兆 77 億円を計上しており、資産全体の 61.63%、21.12%をそれぞれ占めております。

一方、負債については一般勘定の約 3 兆 1,826 億円が全体の 92.58%を占めています。

< 各勘定別の財政状態 >

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
資産の部	3,202,656	25,813	70,727	150,037	5,918	1,314,918	-	4,770,071
負債の部	3,182,648	25,813	77,953	149,696	61	1,456	-	3,437,630
純資産の部	20,007	-	7,225	341	5,856	1,313,461	-	1,332,441
負債純資産合計	3,202,656	25,813	70,727	150,037	5,918	1,314,918	-	4,770,071

(2) 平成 25 年度における経営成績について

当機構における法人全体の経常収益は、約 2,242 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、共済勘定の約 985 億円が全体の 43.96%を、一般勘定の約 554 億円が全体の 24.72%を、承継債権管理回収勘定の約 436 億円が全体の 19.44%を占めています。

一方、経常費用においては、法人全体で約 1,771 億円、共済勘定における約 947 億円が全体の 53.47%を、一般勘定の約 565 億円が全体の 31.90%を占めています。

さらに法人全体の当期利益は約 432 億円となっており、主な要因として承継債権管理回収勘定で約 412 億円、保険勘定で約 26 億円の当期利益が発生したことによるものです。

なお、当機構では機構法第 15 条及び機構法附則第 5 条の 2 第 5 項に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、本説明書 47～49 ページの「発行情報の部 第 2 事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

< 各勘定別の経営成績 >

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
経常収益	55,437	98,593	24,209	2,361	32	43,609	-	224,244
経常費用	56,529	94,735	21,064	2,317	31	2,482	-	177,161
経常利益又は損失	1,091	3,857	3,145	44	0	41,127	-	47,083
臨時利益	281	0	-	50	3	124	-	461
臨時損失	-	3,858	494	-	-	-	-	4,352
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	23	0	-	-	23
当期利益又は損失	809	-	2,651	118	4	41,251	-	43,215

(3) 平成 25 年度キャッシュ・フロー計算書について

当機構における法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは約 901 億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは約 619 億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは約 294 億円の収入となっています。その結果、資金増加額が約 12 億円となり、資金期末残高は約 112 億円となっています。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュ・フロー	63,582	7,177	642	9,502	315	42,896	-	90,126
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,262	3,100	652	6	201	42,387	-	61,996
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,004	2	1	9,571	0	3	-	29,425
資金増加額又は減少額	2,314	4,074	9	76	114	511	-	1,295
資金期首残高	6,573	957	70	530	148	1,631	-	9,912
資金期末残高	4,258	5,032	79	454	263	1,120	-	11,207

(4) 平成 25 年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。

行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
業務費用	8,090	46,598	3,053	94	4	41,250	-	10,285
損益外減価償却相当額	23	-	-	1	-	-	-	24
損益外減損損失相当額	371	-	-	-	-	-	-	371
損益外除売却差額相当額	0	-	-	-	-	-	-	0
引当外賞与見積額	9	1	0	-	-	-	-	10
引当外退職給付増加見積額	295	43	13	0	0	0	-	353
機会費用	142	-	-	-	37	8,830	-	9,010
法人税等及び国庫納付額	-	-	0	-	-	-	-	0
行政サービス実施コスト	8,340	46,555	3,067	93	32	32,419	-	19,348

(5) 平成 26 年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

平成 26 年度政策コスト分析結果は下記のとおりです。

なお、政策コスト分析では、平成 26 年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされています。分析は、平成 27 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われています。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	288 億円	40 年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

財務省ホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa260725/17.pdf

(6) 独立行政法人評価委員会における業績評価について

当機構は、通則法第 32 条に基づき、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の業績評価を受けています。以下は、当機構の平成 25 年度の業務実績の評価結果（平成 26 年 8 月 20 日付）を当機構が抜粋したものです。

平成 25 年度業務実績全般の評価

福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

こうした中で、理事長の指揮のもとで福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営が行えるよう、理事長が主宰する経営企画会議などを通じて、迅速かつ的確な経営判断の実施、組織内での情報の共有、問題意識の統一を図るとともに、理事長の経営姿勢、考え方などを役員及び幹部職員へ示し、徹底を図ると同時に、組織内のイントラネットを活用し、全職員に対して周知するなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

また、継続的な業務運営体制の見直しとして、国の社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる経営支援機能強化のための組織見直し、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、金融庁検査等の導入を見据えたガバナンス態勢の整備等を平成 26 年 4 月から実施することを決定し、更なる効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図っている。特に、平成 25 年度においては、更なるガバナンスの高度化への取組みとして、各部横断的に対応するためにガバナンス高度化推進室を設置し、新たな態勢整備を推進している。

このような業務運営体制のもと、東日本大震災への対応においては、引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置などの実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応などを各事業において実施するとともに、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを関係部署が連携して開催するなど、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めている。

また、ガバナンスの更なる高度化のための態勢構築に向けて、金融検査マニュアルに基づき、リスク対応計画の全面的な見直しの実施や内部統制基本方針等の規程体系等の策定を行うとともに、監査機能の強化に必要な態勢を整備し、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を試行的に実施するなど、ガバナンス高度化への態勢整備を推進している。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉・介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護老人保健施設の介護基盤の緊急整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、債権管理についても、昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く厳しい経営環境の中で、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を図ることが福祉医療機構の役割であることを認識し、既往貸付金の貸出条件緩和等を積極的に支援している。

退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間が中期計画の目標値（50 日）を大幅に上回る実績（34.3 日）を上げ、利用者サービスの向上を図っている。また、電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上等に努めた結果、95%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ている。

これらを踏まえると、平成 25 年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、国の政策と利用者ニーズに的確に対応した業務展開を期待する。

平成 25 年度の業務実績評価結果の具体的評価内容等の全文につきましては、当機構ホームページ又は、厚生労働省ホームページで公表されております。

当機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/koukai/jisseki/tabid/118/Default.aspx>

厚生労働省ホームページ

・平成 25 年度の業務実績の評価結果について（平成 26 年 8 月 20 日付）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iiin/iry013.html>

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成 25 年度は電算室個別空調機（天井カセット形パッケージエアコン）、静脈認証入退室装置一式及びスライド式キャビネットの購入合計で2百万円の契約を行っております。

2. 主要な設備の状況

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所・ 宿舎等	東京都 港区他	508	0	0	147	4,061.59	785	1,441

3. 設備の新設・除却等の計画

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成 24 年 12 月 14 日行革担当大臣決定）」に基づき、不要資産の国庫返納として、東久留米宿舎、小金井宿舎他を国庫納付することとしておりますが、具体的な国庫納付時期は未定です。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
一般勘定 ¹	5,534	5,249	18,836	23,332	23,793
長寿・子育て・ 障害者基金勘定 ²	278,710				
共済勘定	-	-	-	-	-
保険勘定	-	-	-	-	-
年金担保貸付勘定	-	-	-	-	-
労災年金担保貸付勘定 ³	5,831	5,831	5,831	5,831	5,831
承継債権管理回収勘定 ⁴	2,395,221	2,047,097	1,733,006	1,487,252	1,272,210
承継教育資金貸付け あっせん勘定	-	-	-	-	-
合計	2,685,297	2,058,178	1,757,673	1,516,416	1,301,835

¹ 平成 25 年度において、社会福祉施設や医療施設の耐震化・高台移転・スプリンクラー等の整備を推進するため、平成 26 年 2 月に成立した補正予算により、460 百万円の政府出資金を受け入れております。

² 長寿・子育て・障害者基金勘定における政府出資金については、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求すること」との評価結果を受け、平成 23 年 3 月 24 日に長寿・子育て・障害者基金勘定の基金を全額国庫へ返納しております。

³ 平成 26 年 10 月 17 日付で、会計検査院から厚生労働省及び当機構に対し、当機構が実施している労災年金担保貸付事業について、当該事業の原資である政府出資金の額が事業規模に見合う適切な規模のものとなるよう意見が表示されました。当機構といたしましては、労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後に国庫納付することとされている「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に従い業務を進めていたところですが、今回の会計検査院による意見表示を受け、監督官庁と調整の上、適切に対処してまいります。

詳細につきましては、当機構ホームページにて公表しております。

当機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/koukai/report/tabid/113/Default.aspx>

⁴ 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 16 年法律第 105 号)附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、平成 25 年度においては、前年度に回収された元金及び積立金の合計 263,286 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 215,042 百万円について政府出資金を減少させております。

2. 役員状況

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なが の ひろし 長 野 洋	自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日	第一生命保険相互会社取締役 日本物産株式会社代表取締役社長
理事	す だ やす ゆき 須 田 康 幸 総務企画部、助成事業部	自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日	厚生労働省四国厚生支局長
理事	みや ち かおる 宮 地 薫 経理部、顧客業務部 共済部	自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日	資産管理サービス信託銀行株式会社常務執行役員 独立行政法人福祉医療機構監事
理事	なが お けい きち 長 尾 恵 吉 福祉貸付部、医療貸付部 年金貸付部、大阪支店	自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日	独立行政法人福祉医療機構大阪支店長
監事	おお た かつ よし 太 田 克 芳	自 平成 25 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日	ちばぎん保証株式会社取締役業務部長
監事 (非常勤)	まる た やす お 丸 田 康 男	自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	プルデンシャル・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社内部監査部長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、この他年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人です。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っています。

厚生労働省には、当機構の業務実績に関する評価を行うため、独立行政法人評価委員会が設置されています。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書 12～13 ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3.事業の内容 (5)日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される役員会や経営企画会議において、業務運営の基本方針等に関する審議や経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行っているほか、平成 26 年度より設置されたガバナンス委員会において、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び顧客保護等管理態勢を継続的に充実させ、経営の公正性及び透明性を高めるための審議等を行っています。

監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行います。監事は監査報告書を理事長に提出し、監査の結果、是正又は改善が必要であると判断したときは、理事長に対してその旨を意見することができます。また、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を提出することができます。

内部監査

理事長は、当機構の業務運営が規程等を遵守し、適正かつ効率的になされているかについて、職員に命じ内部監査を行うことができます。

会計監査人による監査

当機構は、通則法第 38 条第 2 項及び第 39 条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めています。

(3) 今後の課題

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の「各法人等について講ずべき措置」において、「財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。」とされたことを受け、平成 26 年度より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築し、リスク管理対応を行っています。なお、当該措置の実施時期については「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）において、平成 27 年 10 月とされています。詳細につきましては、本説明書 45 ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3.事業の内容 (12)独立行政法人の見直し 」をご参照ください。